２　法第六十九条第二十五項に規定する控除対象外国法人税の額を課されたことを証する書類その他の財務省令で定める書類は、前項第二号の過去適用事業年度の第二十九条の四第二項各号及び前条第二項各号に掲げる書類とする。

３　法第六十九条第二十五項に規定する控除対象外国法人税の額その他の財務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

一　第一項第二号の過去適用事業年度の控除対象外国法人税の額（法第六十九条第十二項の規定の適用があつた場合には、令第百四十七条第一項（外国法人税が減額された場合の特例）に規定する控除後の金額）

二　繰越控除限度額等に係る各事業年度の控除限度額

三　繰越控除限度額等に係る各事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額（当該繰越控除限度額等に係る各事業年度において法第六十九条第十二項の規定の適用があつた場合には、令第百四十七条第一項に規定する控除後の金額）

第三十一条第二項中「別表十八」を「別表十九」に改める。

第三十二条第二項中「うち別表一」の下に「、別表一付表」を、「別表四」の下に「、別表四付表」を加え、「別表七㈢」を「別表七㈣付表」に、「別表八㈠」を「別表七の三」に、「別表十四㈧」を「別表十四㈨付表二」に、「及び別表十七（三の八）」を「、別表十七（三の八）」に改め、「別表十七（三の十二）付表まで」の下に「、別表十八及び別表十八付表」を加える。

第三十三条中「この条」を「この項」に、「第三十五条」を「第三十五条第一項」に改め、同条第一号中「規定する期間」の下に「（通算子法人にあつては、同条第五項第一号に規定する期間。以下この号及び次項において同じ。）」を加え、「並びに当該期間」を「並びに同条第一項に規定する期間」に改め、「又は連結事業年度」を削り、同条に次の一号を加える。

三　当該内国法人が通算法人である場合には、当該内国法人の法第六十四条の五（損益通算）及び第六十四条の七（欠損金の通算）の規定その他通算法人のみに適用される規定に係る金額の計算の基礎となる当該内国法人及び他の通算法人の有する金額等に関する明細を記載した書類

第三十三条に次の一項を加える。

２　通算親法人が提出した法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載した中間申告書に前項第三号に掲げる書類の添付があつた場合には、他の通算法人が提出した同条第一項各号に掲げる事項を記載した中間申告書（当該通算親法人が提出した同項各号に掲げる事項を記載した中間申告書に係る同項に規定する期間の末日に終了する当該他の通算法人の同項に規定する期間に係るものに限る。）の全てに前項第三号に掲げる書類の添付があつたものとみなす。

第三十四条第二項中「うち別表一」の下に「、別表一付表」を、「別表四」の下に「、別表四付表」を加え、「別表七㈢」を「別表七㈤」に、「別表八㈠」を「別表七の三」に、「別表十四㈧」を「別表十四㈨付表二」に改め、「別表十七㈣まで」の下に「、別表十八及び別表十八付表」を加える。

第三十五条第二号ロ中「又は連結事業年度」を削り、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　当該内国法人が通算法人である場合には、当該内国法人の法第六十四条の五（損益通算）及び第六十四条の七（欠損金の通算）の規定その他通算法人のみに適用される規定に係る金額の計算の基礎となる当該内国法人及び他の通算法人の有する金額等に関する明細を記載した書類

第三十五条に次の一項を加える。

２　通算親法人が提出した法第七十四条第一項の規定による申告書に前項第四号に掲げる書類の添付があつた場合には、他の通算法人が提出した同条第一項の規定による申告書（当該通算親法人が提出した同項の規定による申告書に係る事業年度終了の日に終了する当該他の通算法人の事業年度に係るものに限る。）の全てに同号に掲げる書類の添付があつたものとみなす。

第三十六条の三の二第一項中「第七十五条の三第一項」を「第七十五条の四第一項」に改め、同条第二項中「第四条の七」を「第四条の三」に、「。）が」を「。以下この項において同じ。）が」に、「から一月以内（当該」を「（法第七十五条の四第二項に規定する特定法人でなかつた内国法人について法第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認（以下この項において「通算承認」という。）の効力が生じた場合には、その効力が生じた日（同条第七項の規定の適用を受けて行つた同条第二項の申請につき当該内国法人に係る通算親法人が通算承認を受けた場合には、同日と当該通算承認の処分があつた日又は同条第九項の規定により当該通算承認があつたものとみなされた日とのうちいずれか遅い日）から一月以内（これらの」に改め、同条第三項及び第四項中「第七十五条の三第一項」を「第七十五条の四第一項」に改め、同条第五項及び第六項中「第七十五条の三第一項ただし書」を「第七十五条の四第一項ただし書」に改め、同条第七項中「第七十五条の三第一項」を「第七十五条の四第一項」に、「第六条」を「第六条第一項」に改め、同条第八項中「第七十五条の三第一項」を「第七十五条の四第一項」に改める。

第三編第一章の二を削る。

第三十六条の四中「第八十条第六項」を「第八十条第九項」に改め、第二編第一章第三節第三款中同条を第三十八条とする。

第三十六条の三の三第一項中「第七十五条の四第二項」を「第七十五条の五第二項」に改め、同項第三号中「第七十五条の四第一項」を「第七十五条の五第一項」に改め、同条第二項中「第七十五条の四第二項」を「第七十五条の五第二項」に改め、同条第三項中「第七十五条の四第八項」を「第七十五条の五第八項」に改め、同項第三号及び第四号中「第七十五条の四第一項」を「第七十五条の五第一項」に改め、第二編第一章第三節第二款の二中同条を第三十七条とする。